

# 住民税と所得税の

# 税率が変わります

19年度から適用される主な改正点

## なぜ変わるの？

国が進めている三位一体の改革の一つに、税源移譲があります。これは、地方自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを提供できるようにすることを目的として行われるものです。

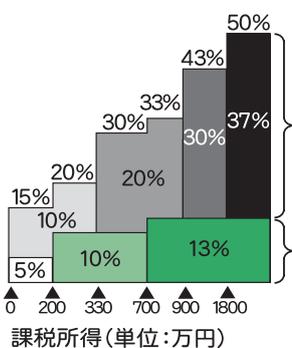
この税源移譲により、住民税(国税)と所得税(地方税)の税率が変わるのです。国の税収を減らし、地方の税収を増やすことで、約3兆円の税源が国から地方へ移譲されます。

## どう変わるの？ 税金負担はどうなるの？

住民税と所得税の税率が変わります。住民税の税率は、今まで所得に応じて3段階に分かれていましたが、所得に関係なく一律10%に統一されます。また、税源移譲後の税金負担が変わらないように、所得税も今まで4段階だった税率が6段階に細分化されます(図①参照)。

図①

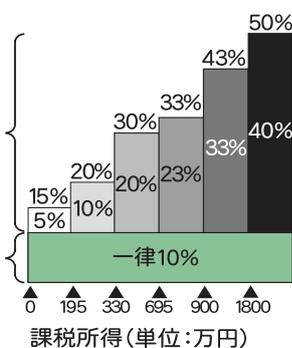
《平成18年度》



所得税

市県民税

《平成19年度》



住民税と所得税では人的控除(配偶者控除や扶養控除など)の金額に差がありますが、それに基づく負担増は、住民税の所得割額から調整控除として減額調整されます。

## ◇定率減税廃止一覧表◇

適用	住民税	所得税
平成17年度 (平成17年分～)	減税額	所得割額 × 15%
	上限	4万円 / 25万円
平成18年度 (平成18年分～)	減税額	所得割額 × 7.5%
	上限	2万円 / 12.5万円
平成19年度～ (平成19年分～)	廃止	

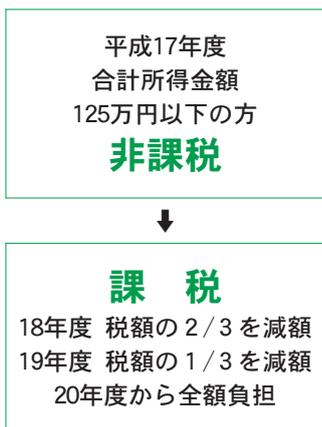
※所得税は平成19年分、住民税は平成19年度分から廃止されます。

ただし、生命保険、損害保険控除がある方や皆さんの収入の増減などにより、実際の負担額は変動しますのでご注意ください。

◆定率減税が廃止になります  
平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえ廃止されます。

◆所得税について  
会社員などのように給料から引かれている方は、平成19年1月の給料

## いつから変わるの？



ただし、急激な税負担を緩和するために、次のとおり経過措置がとられています。



くわしくは  
税務課 市民税係  
☎ 21-5113